

# はろカフェ vol.2

～「再就職手当」を受給するためには？ ハローワーク紹介による就職がおすすめです。～

「早く就職したいけど、失業給付も受給したい。」

このように考えておられる方におススメの手当てとして「再就職手当」があることについては前回のコラム（vol.1）で紹介しました。今回は、「再就職手当」について説明していきたいと思えます。

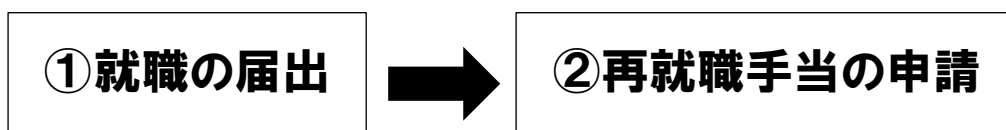
## ① まずは「就職の届出」が必要。

再就職手当の申請をするために、みなさまにしていきたいことは、ハローワークで就職の届出をすることです。案外これを忘れている方が多く、再就職手当の申請自体をしていない方がいます。就職の届出は、原則として就職日の前日に①受給資格者証と②採用証明書（受給資格者のしおり）の裏面にある様式を切り取り、事前に就職先に提出して、証明してもらう必要があります。）と③失業認定申告書を持参して行います。

ハローワークの紹介で就職となりますと、こちらから「就職の届出はしましたか。」といったお声かけをさせていただく機会が増えますので、自己就職に比べて手続きを忘れるケースが少なくなります。

## ② 再就職手当の申請書類をもらって、就職先に提出。

ハローワークで就職の届出をすると、再就職手当が受給できる可能性がある方に再就職手当の申請書類をお渡しします。雇用期間が短期（1年以下の雇い止め）であったり、関連会社に就職したり、過去3年間に再就職手当をもらったことがある方は、再就職手当が受給できませんので、申請書類はお渡ししません。



※「就職の届出」は「再就職手当の申請」ではありません！！

### ③就職先から返却された再就職手当の申請書類をハローワークに申請。

申請書類に必要事項を記入し、雇用契約の内容などを就職先に証明してもらって、郵便等で提出していただくと、約1か月後に郵便で回答させていただきます。

「回答までに結構時間がかかるんだな。」と思いませんか。なぜかという、就職先で雇用保険に加入することが要件となっているからです。就職先では就職した月の翌月10日までに雇用保険の加入手続きを行うことになっていますが、雇用保険の加入がすぐに行われない場合は、時間を要することになります。

また、就職の届出の際にご本人から申告のあった就職日と雇用保険加入日が異なる場合や1年を超えて雇用されることが確実であるか申請書類で確認できない場合も多くあり、その都度、就職先に確認等を行っているため時間を要します。

ハローワーク紹介による就職の場合は、就職先と連絡を取り合う機会が多いことやハローワーク求人では求人内容と実体の相違が生じた際には、求人記載内容の指導等を適宜事業所に対して行っているため、雇用保険の加入について事業所に注意喚起を促す機会が多くなります。

### ④再就職手当は、支給要件8項目をすべて満たすと受給できる。

雇用保険の加入要件を含め、再就職手当を受給するための要件は8項目あり、全ての要件を満たさなければ受給できません。

特に、前職が自己都合退職のため、給付制限がある方については、就職日に気を付けなければなりません。自己就職により就職した場合で、給付制限期間の初めの1か月の間に就職日が含まれる場合は、再就職手当は受給できません。ハローワーク紹介による就職なら、給付制限期間における制約は無いので、自分で求人を探される場合は、応募前にハローワークに同じ内容の求人が出ているか確認をすることをおススメします。

#### 【次回コラム】

「再就職手当」だけじゃない。「就業促進定着手当」とは？

#### 【お問い合わせ】

西神公共職業安定所 雇用保険課

TEL 078-991-1100